

組合員限定

本店・幸町支店

3/16オープン!

オープン記念 定期貯金

お取扱期間
令和2年 3/16(月) ▶ 5/29(金)

懸賞品付!



懸賞品当選総本数

10万円1口につき1本の抽選権

1等

グルメカタログ
ギフト1万円 &
お米券10キロ相当

15本

2等

グルメカタログ
ギフト5千円 &
お米券5キロ相当

100本

3等

お米券5キロ相当

150本

みどり賞

手振りうどん1キロ

1000本

ご契約者 プレゼント

先着2000名様

証書1枚につき
記念品を
差し上げます

オープン
当日

幸町支店に
ご来店のお客様

先着300名様に
季節のお花
プレゼント!

※写真はイメージです。



JA東京みどり

「JAとのお取引はこれから」という方もお気軽にどうぞ!

キャンペーンの詳細については、JA東京みどりの
支店窓口またはホームページにてご確認ください。

<https://ja-tokynomidori.or.jp/>

■本店 ☎042-542-3221
(3/30からは… ☎042-535-1011)
■国立支店 ☎042-572-2101
■富士見台支店 ☎042-572-8151

■昭島支店 ☎042-541-0021
■拝島支店 ☎042-541-1050
■立川支店 ☎042-536-1821
■幸町支店 ☎042-535-2211

■西砂支店 ☎042-531-0014
■村山支店 ☎042-561-1611
■東大和支店 ☎042-561-4321
■仲原支店 ☎042-562-2311

本店・幸町支店

オープン記念定期貯金 商品概要

スーパー定期貯金 〈単利型〉	商 品 名		スーパー定期貯金〈単利型〉 組合員限定「本店・幸町支店」オープン記念定期貯金
	取 扱 期 間		令和2年3月16日(月)～令和2年5月29日(金) 取扱期間中であっても募集額25億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
	ご利用いただける方		個人
	期 間		定型方式 1年(自動継続扱い)
	預 入 方 法		一括預入・証書式
	預 入 金 額		1口10万円以上1,000万円未満(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。
	預 入 単 位		1円単位
	払 戻 方 法		満期日以後に一括して払い戻します。
	利 息	(1)適用金利	店頭金利 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2)税 金		20.315%(国税 15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。	
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6ヶ月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6ヶ月以上1年未満 …………… 約定利率×50%	
大口定期貯金	商 品 名		大口定期貯金 組合員限定「本店・幸町支店」オープン記念定期貯金
	取 扱 期 間		令和2年3月16日(月)～令和2年5月29日(金) 取扱期間中であっても募集額25億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
	ご利用いただける方		個人
	期 間		定型方式 1年(自動継続扱い)
	預 入 方 法		一括預入・証書式
	預 入 金 額		1,000万円以上(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。
	預 入 単 位		1円単位
	払 戻 方 法		満期日以後に一括して払い戻します。
	利 息	(1)適用金利	店頭金利 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2)税 金		20.315%(国税 15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。	
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。	
貯 金 保 険 制 度		保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
そ の 他		特別配当金の対象にはなりません。 やむを得ず解約する場合、抽選日以前の解約については、懸賞品抽選権は失効します。 ○懸賞品・当選総本数 1等……………グルメカタログギフト1万円＆お米券10キロ相当(15本) 2等……………グルメカタログギフト5千円＆お米券5キロ相当(100本) 3等……………お米券5キロ相当(150本) みどり賞……………手振りうどん1キロ(1,000本) 契約者プレゼント…先着2,000名へ証書1枚につき1つ記念品を差し上げます。	

商品概要説明書

組合員限定「本店・幸町支店」オープン記念定期貯金 スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和2年3月16日現在)

商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金＜単利型＞ 組合員限定「本店・幸町支店」オープン記念定期貯金
取扱期間	・令和2年3月16日(月)～令和2年5月29日(金) 取扱期間中であっても募集額25億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
ご利用いただける方	・個人
期 間	・定型方式 1年(自動継続扱い)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式 ・1口10万円以上1,000万円未満(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 税 金 (4) 金利情報の入手方法	・店頭金利 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部(電話： 0 4 2－5 4 2－3 2 2 0)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話： 0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる事項	・ 特別配当金の対象にはなりません。 ・ 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・ 以下の取扱要領により懸賞を実施いたします。 (1) 懸賞品抽選権 ・ 定期貯金 1 0 万円につき 1 本の懸賞品抽選権（抽選番号）を付けます。懸賞品抽選権（抽選番号）は 10000 番から 14999 番までの 5, 000 本を 1 組とし、1 組 (5, 000 本) を 1 ユニットとします。 ・ 満期後は自動継続ですが新たな抽選権（抽選番号）は付きません。 (2) 懸賞品の抽選日・抽選場所 ・ 令和 2 年 6 月の理事会終了後、当組合本店にて抽選を行います。 (3) 当選番号の発表 ・ 当選番号は抽選日の翌営業日以後に店頭・HP に掲示いたします。 1 等から 3 等は商品の発送をもって発表とさせていただきます。 - みどり賞は当選者へハガキで通知をいたします。 (4) 懸賞品のお届け方法 ・ 抽選により当選した場合は、1 等・2 等・3 等につきましては、令和 2 年 7 月以降に登録いただいている住所に送付いたします。 - みどり賞につきましては、令和 2 年 7 月以降に当選通知と引き換えに取扱窓口にてお渡しいたします。 (5) 期限前解約 この定期貯金は、原則期限前解約はできません。 《やむを得ず解約する場合》 抽選日以前の解約については、懸賞品抽選権は失効します。 抽選日以降の解約で当選している場合、当選は有効です。 (6) 懸賞品・当選総本数 <table><tr><td>1 等</td><td>グルメカタログギフト 1 万円&お米券 1 0 千円相当</td><td>1 5 本</td></tr><tr><td>2 等</td><td>グルメカタログギフト 5 千円&お米券 5 千円相当</td><td>1 0 0 本</td></tr><tr><td>3 等</td><td>お米券 5 千円相当</td><td>1 5 0 本</td></tr><tr><td>みどり賞</td><td>手振りうどん 1 千円</td><td>1, 0 0 0 本</td></tr><tr><td>契約者プレゼント</td><td colspan="2">先着 2, 000 名へ証書 1 枚につき 1 つ記念品を差し上げます。</td></tr></table>	1 等	グルメカタログギフト 1 万円&お米券 1 0 千円相当	1 5 本	2 等	グルメカタログギフト 5 千円&お米券 5 千円相当	1 0 0 本	3 等	お米券 5 千円相当	1 5 0 本	みどり賞	手振りうどん 1 千円	1, 0 0 0 本	契約者プレゼント	先着 2, 000 名へ証書 1 枚につき 1 つ記念品を差し上げます。		
1 等	グルメカタログギフト 1 万円&お米券 1 0 千円相当	1 5 本															
2 等	グルメカタログギフト 5 千円&お米券 5 千円相当	1 0 0 本															
3 等	お米券 5 千円相当	1 5 0 本															
みどり賞	手振りうどん 1 千円	1, 0 0 0 本															
契約者プレゼント	先着 2, 000 名へ証書 1 枚につき 1 つ記念品を差し上げます。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書

組合員限定「本店・幸町支店」オープン記念定期貯金 大口定期貯金

(令和2年3月16日現在)

商品名 (愛称)	・大口定期貯金 組合員限定「本店・幸町支店」オープン記念定期貯金
取扱期間	・令和2年3月16日(月)～令和2年5月29日(金) 取扱期間中であっても募集額25億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
ご利用いただける方	・個人
期 間	・定型方式 1年(自動継続扱い)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式 ・1,000万円以上(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 税 金 (4) 金利情報の入手方法	・店頭金利 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優の取扱いはありません。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当J A所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部(電話：0 4 2－5 4 2－3 2 2 0)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる事項	・ 特別配当金の対象にはなりません。 ・ 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・ 以下の取扱要領により懸賞を実施いたします。 (1) 懸賞品抽選権 ・ 定期貯金 1 0 万円につき 1 本の懸賞品抽選権（抽選番号）を付けます。懸賞品抽選権（抽選番号）は 10000 番から 14999 番までの 5, 000 本を 1 組とし、1 組（5, 000 本）を 1 ユニットとします。 ・ 満期後は自動継続ですが新たな抽選権（抽選番号）は付きません。 (2) 懸賞品の抽選日・抽選場所 ・ 令和 2 年 6 月の理事会終了後、当組合本店にて抽選を行います。 (3) 当選番号の発表 ・ 当選番号は抽選日の翌営業日以後に店頭・HP に掲示いたします。 1 等から 3 等は商品の発送をもって発表とさせていただきます。 みどり賞は当選者へハガキで通知をいたします。 (4) 懸賞品のお届け方法 ・ 抽選により当選した場合は、1 等・2 等・3 等につきましては、令和 2 年 7 月以降に登録いただいている住所に送付いたします。 みどり賞につきましては、令和 2 年 7 月以降に当選通知と引き換えに取扱窓口にてお渡しいたします。 (5) 期限前解約 この定期貯金は、原則期限前解約はできません。 《やむを得ず解約する場合》 抽選日以前の解約については、懸賞品抽選権は失効します。 抽選日以降の解約で当選している場合、当選は有効です。 (6) 懸賞品・当選総本数 <table><tr><td>1 等</td><td>グルメカタログギフト 1 万円＆お米券 1 0 千円相当</td><td>1 5 本</td></tr><tr><td>2 等</td><td>グルメカタログギフト 5 千円＆お米券 5 千円相当</td><td>1 0 0 本</td></tr><tr><td>3 等</td><td>お米券 5 千円相当</td><td>1 5 0 本</td></tr><tr><td>みどり賞</td><td>手振りうどん 1 千円</td><td>1, 0 0 0 本</td></tr></table> 契約者プレゼント 先着 2, 000 名へ証書 1 枚につき 1 つ記念品を差し上げます。	1 等	グルメカタログギフト 1 万円＆お米券 1 0 千円相当	1 5 本	2 等	グルメカタログギフト 5 千円＆お米券 5 千円相当	1 0 0 本	3 等	お米券 5 千円相当	1 5 0 本	みどり賞	手振りうどん 1 千円	1, 0 0 0 本				
1 等	グルメカタログギフト 1 万円＆お米券 1 0 千円相当	1 5 本															
2 等	グルメカタログギフト 5 千円＆お米券 5 千円相当	1 0 0 本															
3 等	お米券 5 千円相当	1 5 0 本															
みどり賞	手振りうどん 1 千円	1, 0 0 0 本															

詳しくは窓口にお問い合わせください。